

## 第4 財政指標

### 1 健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、平成22年度決算における健全化判断比率（4指標）及び資金不足比率については、次のとおりです。

#### (1)健全化判断比率及び資金不足比率(一覧表)

項目		上段：比率（%） 下段：実質収支額、 資金剰余額（百万円）	【参考】 H21 算定値	早期健全化基準(%)	
健全化判断比率 (4指標)	実質赤字比率	— 実質収支額 6,079 (黒字)	— 実質収支額 1,565 (黒字)	3.75	
	連結実質赤字比率	— 実質収支額 6,079 公営企業資金剰余額 31,955 計 38,034 (黒字)	— 実質収支額 1,565 公営企業資金剰余額 31,885 計 33,450 (黒字)	8.75	
	実質公債費比率	13.0	12.7	25.0	
	将来負担比率	191.3	198.5	400.0	
資金不足比率	企業会計	水道事業	— 資金剰余額 13,657 (黒字)	— 資金剰余額 13,592 (黒字)	20.0
		工業用水道事業	— 資金剰余額 13,160 (黒字)	— 資金剰余額 14,336 (黒字)	20.0
		電気事業	— 資金剰余額 2,606 (黒字)	— 資金剰余額 2,255 (黒字)	20.0
		病院事業	— 資金剰余額 1,837 (黒字)	— 資金剰余額 1,197 (黒字)	20.0
	特別会計	地方卸売市場事業	— 資金剰余額 7 (黒字)	— 資金剰余額 9 (黒字)	20.0
		流域下水道事業	— 資金剰余額 567 (黒字)	— 資金剰余額 481 (黒字)	20.0
		港湾整備事業	— 資金剰余額 121 (黒字)	— 資金剰余額 15 (黒字)	20.0

※1 数値が記載されていない比率には、黒字（資金不足比率の場合は資金剰余額があること）のため、標記のルールにより「—」を記載しています。

※2 資金不足比率については、「早期健全化基準」を「経営健全化基準」に読み替えています。

※3 「早期健全化基準」は、財政の早期健全化の取組を必要とするかどうかを示すものです。その基準値以上となると、財政健全化計画の策定の義務が生じます。なお、「早期健全化基準」より更なる財政悪化を示す基準は、「財政再生基準」であり、この基準値以上となると財政再生計画の策定義務が生じ、国の強い関与のもとで財政の再生を目指すこととなります。

## (2) 各指標の概要

### ア 実質赤字比率

一般会計等の収支の赤字の大きさを表す実質赤字比率は、収支が黒字であったため、昨年度と同様数値が算定されず、「 - 」としています。

### イ 連結実質赤字比率

一般会計等に、水道事業や地方卸売市場事業などの公営企業会計も加えた連結実質赤字比率も、収支が黒字であったため、昨年度と同様数値が算定されず、「 - 」としています。

### ウ 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを表す実質公債費比率については、昨年度から 0 . 3 ポイント増加し、「 1 3 . 0 % 」となりました。早期健全化基準である 2 5 % のほぼ半分の数値となっています。

### エ 将来負担比率

地方債残高などの負債の大きさを表す将来負担比率については、昨年度から 7 . 2 ポイント減少し、「 1 9 1 . 3 % 」となりました。これは、主に分子となる将来負担額のうち、地方債残高は増加したものの、地方交付税や臨時財政対策債が増加したことなどによります。なお、早期健全化基準である 4 0 0 % を大きく下回っています。

### オ 資金不足比率

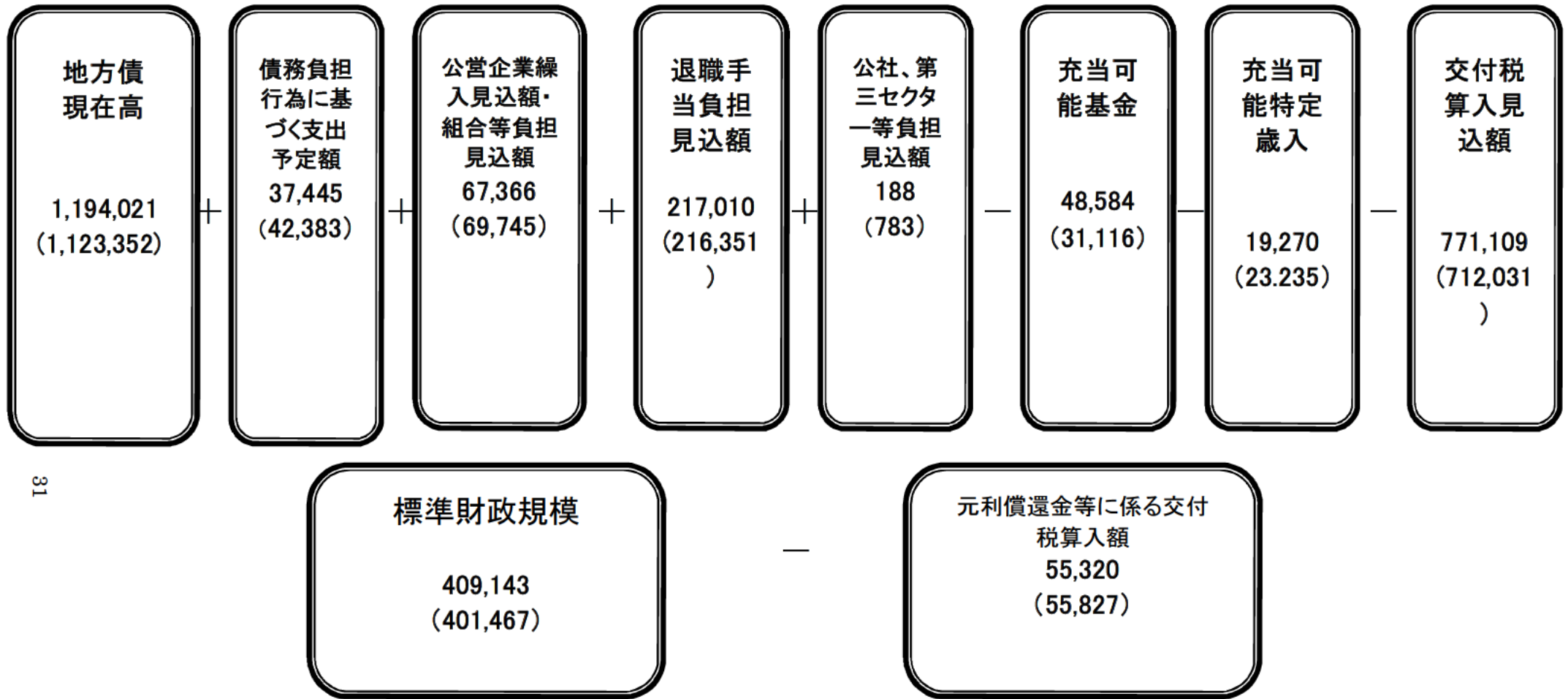
公営企業会計の資金不足の大きさを表す資金不足比率については、水道事業などの企業会計や地方卸売市場事業などの特別会計のいずれにおいても、資金不足が生じなかったため、昨年度と同様数値が算定されず、「 - 」としています。

平成22年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率				健全化判断比率	平成22年度決算	早期健全化基準	財政再生基準	実質公債費比率(千円・%)				
				実質赤字比率		3.75	5.00	区分				
				連結実質赤字比率		8.75	25.00	平成20年度決算				
				実質公債費比率	13.0	25.0	平成21年度決算					
				将来負担比率	191.3	400.0	平成22年度決算					
				実質赤字比率(千円・%)				分母比				
				会計名	平成22年度決算							
一般会計等	一般会計		6,078,865	1.50				元利償還金(公債費充当一般財源等額)(6)	91,701,451	90,620,610	93,784,992	26.5
	母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計		0	-				満期一括償還地方債に係る年度割相当額(7)	0	0	666,667	-
	あすなろ学園事業特別会計		47	0.00				公営企業債の元利償還金に対する繰入金(8)	4,351,916	3,671,010	3,670,232	1.0
	農業改良資金貸付事業等特別会計		0	-				組合等が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等(9)	1,263,558	1,313,743	1,342,311	0.4
	三重県林業改善資金貸付事業特別会計		0	-				債務負担行為に基づく支出額(公債費に準ずるもの)(10)	5,310,283	4,974,942	4,481,503	1.3
	沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計		0	-				一時借入金の利子(11)	103,658	40,171	13,033	0.0
	中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計		0	-				標準財政規模(2)	408,926,566	401,466,941	409,142,814	115.6
	公共用地先行取得事業特別会計		0	-				算入公債費等の額(12)	58,878,255	55,826,595	55,320,123	15.6
	合計(1)		6,078,912					(6)～(11)の合計－(12)(13)	43,852,611	44,793,881	48,638,615	13.7
	標準財政規模(2)		409,142,814					分母(2)－(12)(14)	350,048,311	345,640,346	353,822,691	100.0
実質赤字比率(1)/(2)×100		-1.48					実質公債費比率(単年度)(13)／(14)×100	12.5	13.0	13.7		
連結実質赤字比率(千円・%)							実質公債費比率(3か年平均)	12.6	12.7	13.0		
								内訳				
公営企業会計	水道事業会計		13,657,357	3.30				PFI事業に係るもの				-
	工業用水道事業会計		13,159,890	3.20				いわゆる五省協定等に係るもの				-
	電気事業会計		2,605,621	0.60				国営土地改良事業・森林総合研究所等が行う事業に係るもの	3,366,934	3,124,293	2,831,447	0.8
	病院事業会計		1,837,310	0.40				地方公務員等共済組合に係るもの	1,074,544	1,015,212	787,685	0.2
	流域下水道事業特別会計		567,341	0.10				社会福祉法人の施設建設費に係るもの				-
	地方卸売市場事業特別会計		6,803	0.00				損失補償・債務保証の履行に係るもの				-
	港湾整備事業特別会計		120,796	0.00				引き受けた債務の履行に係るもの				-
	0							その他上記に準ずるもの	683,864	677,893	672,960	0.2
	0							利子補給に係るもの	184,941	157,544	189,411	0.1
	0							将来負担比率(千円・%)				
								区分				
公営事業会計	交通災害共済事業特別会計		0	-				一般会計等に係る地方債の現在高(15)			1,194,020,686	337.5
	0							債務負担行為に基づく支出予定額(16)			37,445,208	10.6
	0							公営企業債等繰入見込額(17)			55,704,033	15.7
	0							組合等負担等見込額(18)			11,661,842	3.3
	0							退職手当負担見込額(19)			217,009,549	61.3
	0							設立法人等の負債額等負担見込額(20)			187,730	0.1
	0							連結実質赤字額(21)			0	-
	0							組合等連結実質赤字額負担見込額(22)			0	-
	0							充当可能基金(23)			48,583,929	13.7
	0							充当可能特定歳入(24)			19,270,433	5.4
								将来負担額(26)				
								充当可能財源等(27)				
								標準財政規模(2)				
								算入公債費等の額(12)				
								(26)－(27)(28)				
								分母(2)－(12)(29)				
								将来負担比率(28)／(29)×100				
								191.3				
								内訳				
公営事業会計	0							PFI事業に係るもの			0	-
	0							いわゆる五省協定等に係るもの			0	-
	0							国営土地改良事業に係るもの			9,939,531	2.8
	0							森林総合研究所等が行う事業に係るもの			15,913,509	4.5
	0							地方公務員等共済組合に係るもの			4,847,849	1.4
	0							依頼土地の買い戻しに係るもの			6,744,319	1.9
	0							社会福祉法人の施設建設費に係るもの			0	-
	0							損失補償・債務保証の履行に係るもの			0	-
	0							引き受けた債務の履行に係るもの			0	-
	0							その他上記に準ずるもの			0	-
								17 企業債等繰入				
								流域下水道事業特別会計				
								病院事業会計				
								水道事業会計				
								地方卸売市場事業特別会計				
								その他の会計				
								30 セブセブ社				
								地方道路公社に係る将来負担額				
								土地開発公社に係る将来負担額				
								その他第三セクター等に係る将来負担額				
								187,730				
								0.1				
実質黒字額・資金剰余額合計(3)				38,034,030	9.30							
実質赤字額・資金不足額合計(4)				0	-							
合計(3)+(4)(5)				38,034,030								
標準財政規模(2)				409,142,814								
連結実質赤字比率(5)/(2)×100				-9.29								

※早期健全化基準及び財政再生基準は、平成22年度決算の基準である。

将来負担額

下表内 ( ) は H21 年度。【単位：百万円】



(分子) 677,066百万円 / (分母) 353,823百万円 = 191.3%  
 昨年度【(分子) 686,232百万円 / (分母) 345,640百万円 = 198.5%】

# 健全化判断比率及び資金不足比率 用語解説

## 1 実質赤字比率

一般会計と一部の特別会計（母子及び寡婦福祉資金貸付事業特別会計など）を対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

一般会計と一部の特別会計を合わせた概念を、以下「一般会計等」とします。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

## 2 連結実質赤字比率

一般会計等に加え、公営企業会計まで（すなわち、全会計）も対象として、毎年度における収支の赤字の大きさを示す指標です。

なお、算定の過程で、全会計の黒字、赤字を足し合わせて、結果として赤字となった場合に、比率が算定されます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額は、全会計の黒字、赤字を足し合わせ、トータルで赤字となった場合に計上

## 3 実質公債費比率

当該年度の公債費負担の大きさを示す指標です。その対象は、一般会計等の起債に係る元利償還金のほかに、公営企業会計や一部事務組合の起債に係る元利償還金に対する一般会計等の負担などにも広がっています。

過去3カ年平均で算定します。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る交付税措置額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る交付税措置額}}$$

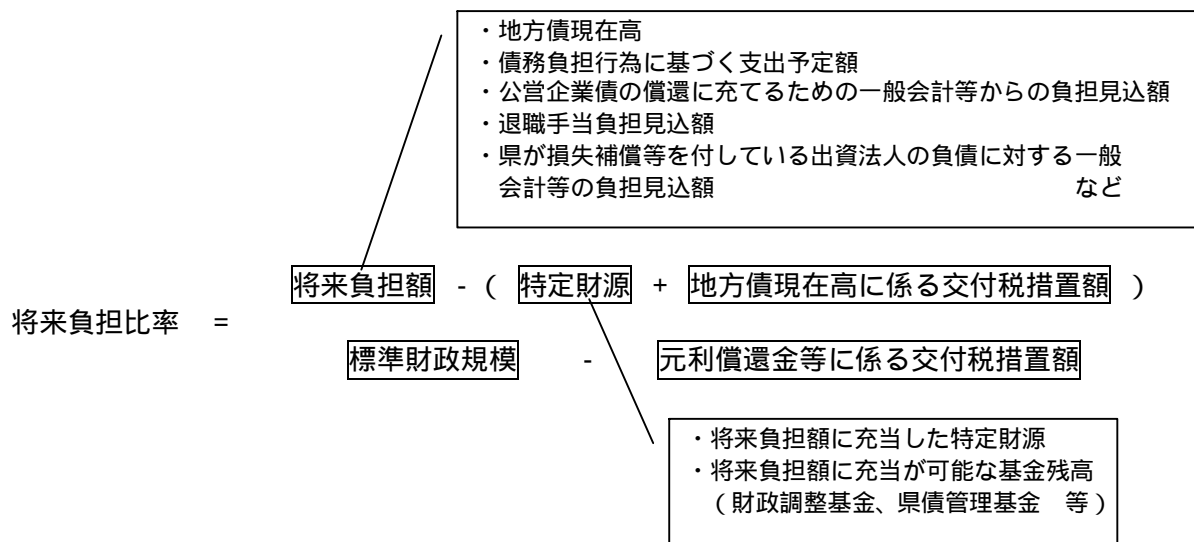
- ・ 地方債の元利償還金
- ・ 公営企業債の元利償還金に対する一般会計等からの負担 など

国庫支出金など元利償還金等に充当した特定財源

#### 4 将来負担比率

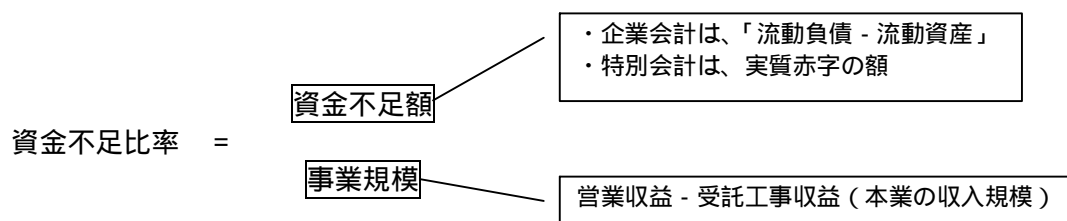
これまでの財政指標には、単年度における支出額の大きさを示すフロー指標しかなかったところですが、負債（地方債残高など）の大きさを示すストック指標として、新たに設けられた指標です。

この指標は、地方公共団体全体の会計に加えて、地方公社、第三セクターの負債までも対象として、将来、一般会計等の負担がどの程度あるかを示すものです。



#### 5 資金不足比率

公営企業に係る資金不足の状況を示す指標で、各会計ごとに表します。なお、決算年度の末日において資金不足（資金の赤字）が生じている場合に数値が算定されます。



## ■ 対象会計の範囲（三重県の場合）

